

徳島県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年6月19日

徳島県監査委員 西川 村 正 二
同 同 同 原 孝 廣 道
同 同 同 南 孝 孝 仁
同 同 同 有 恒 益 生

監査結果の公表年月日	平成26年2月17日					
監 査 の 結 果			講 じ た 措 置			
(1) 歳入で未収となっているもの	<p>< 西部総合県民局企画振興部 美馬庁舎 三好庁舎 > 県税及び税外収入について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。</p>		<p>滞納となった県税及び税外収入については，毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき計画的な滞納整理に取り組んでいる。収入未済額の8割近くを占める個人県民税については，平成19年度に所得税から個人住民税への税源移譲が行われ，課税額が約1.8倍に増加したことに伴い，その収入未済額も増加した。</p> <p>個人県民税の収入確保への取組みとしては，県と市町税務職員による「共同徴収・共同催告」や地方税法第48条の規定に基づき個人住民税の徴収権を市町から引継ぎ，県が直接徴収するなど，県と市町が連携・協働して税収確保と収入未済額の縮減に取り組んでいるところである。さらに新たな取組みとして，県の税務職員を町に短期派遣し，町と連携して収入確保に取り組んだ。今後とも，収入未済額の発生を抑制するために，市町と連携し「個人住民税の特別徴収制度の普及・拡大」に取り組み，引き続き普通徴収の事業所への周知・協力依頼に努め，特別徴収への移行を推進する。</p> <p>その他の税目については，電話，訪問による納税指導はもとより，早期の財産調査による積極的な滞納処分を実施している。また，7～9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め，集中的な滞納整理に取り組んだ。</p> <p>さらに，滞納整理の進捗状況の確認や滞納整理方針について定期的に協議するとともに，滞納件数が多い自動車税については，担当地区別に徴収状況を把握し，進行管理に努めている。</p> <p>これらの取組みの結果，指摘された西部総合県民局管内の県税（133,124,384円）及び税外収入（11,484,500円）を合わせた平成24年度決算における収入未済額144,608,884円が，平成26年3月末現在で，96,366,834円となり，48,242,050円減少した。</p> <p>今後とも，さらなる適正，公平な税務行政の実現に向けて，納税秩序を確立し，税収の確保を図るために，県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努める。</p>			
	<p>県税の収入未済額の状況</p>					
	平成24年度決算額	133,124,384円				
	平成23年度決算額	132,640,151円				
	増 減 額	484,233円				
	<p>税外収入の収入未済額の状況</p>					
平成24年度決算額	11,484,500円					
平成23年度決算額	11,484,500円					
増 減 額	0円					

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成24年度決算額	22,023,695円
平成23年度決算額	22,422,710円
増 減 額	399,015円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	10,410,892円
平成23年度決算額	10,979,220円
増 減 額	568,328円

また、個人県民税については、市町と連携し徴収支援の充実に努める。

1. 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、適切な納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に努めた結果、平成24年度決算額で2,069,960円であった収入未済額のうち、平成26年3月末までに24,000円を収納した。また、年1回の現況届提出時に、パンフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、年3回の定時支払前には、町役場に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼をするなど、返納金発生の未然防止と早期発見に努めた。今後とも、町役場との連携をより一層強化することで債務者の生活状況の実態を把握し、定期的な電話及び訪問による納付指導を行うなど、収入確保に努めるとともに、受給者への定期的な状況調査により、新たな返納金発生の防止に努めたい。

2. 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であり返済計画が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に努めている。なお、市町村合併により県から美馬市、三好市に移管され県が徴収すべき債権が残っているケースについては、両市福祉事務所との連携を図り回収に努めた。このような取組みの結果、平成24年度決算額で19,953,735円であった収入未済額のうち平成26年3月末までに1,312,600円を収納した。また、収入未済の防止策として、生活保護全世帯に対し申告義務のしおりを配布し、収入申告の届出義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止等に向けた取組みを強化するとともに、民生委員、関係機関等へも申告義務のしおりを配布の上、情報提供の依頼を行った。今後の取組みとしては、引き続きマニュアルに基づく適正な債権管理に努める。さらに、毎月1回、部内において対策会議を開催し、個々の債務者の状況に応じた対応策を検討するとともに、特に未収金回収強化月間（11月）には回収に向けて長期滞納者への重点的な交渉及び所在不明者についての関係者への所在、連絡先等の情報聴取などの集中的な取組みを行い、未収金の回収に努めたい。

3. 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況
 母子福祉資金貸付金元利収入については、「母子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、全滞納者に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。
 さらに、長期未納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。
 また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催し、償還指導の強化期間を設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。
 このような取組みの結果、平成24年度決算額で10,410,892円であった収入未済額のうち、平成26年3月末までに868,053円を収納した。
 一方、新たな未収金の発生防止策として、貸付調査時において、借受人及び連帯保証人に対し、利用目的や所得状況等を確認するとともに、制度の趣旨や連帯保証人に係る連帯債務について充分な説明を行うなど、未収金の発生防止に努めている。
 また、新たな未収金の縮減策として、平成23年4月から滞納者が再び口座引き落としにより償還できる口座再振替の利用を勧奨した結果、平成23年度から平成25年度の過年度分収納額2,560,715円のうち、口座再振替により629,660円を収納した。
 加えて、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を送付し償還を促すなど、未収金の発生防止に精力的に取り組んでいる。
 今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座再振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな未収金の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。

< 西部総合県民局農林水産部 美馬庁舎 >
 返納金（前払金返納金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（前払金返納金）の収入未済額の状況

平成24年度決算額	3,343,000円
平成23年度決算額	3,343,000円
増 減 額	0円

A社の返納金については、地方自治法施行令第171条に基づき継続的に督促の手続きを行っており、平成24年度においては訪問による督促を12回、督促状の送付を6回行い、平成25年度においても訪問による督促を12回、督促状の送付を6回行うなど、返納金の回収に努めてきた。
 しかし、A社については事業活動がされておらず、所有している不動産もなく、無資力の状態であり、回収は極めて困難な状況となっている。
 併せて、地方自治法施行令第171条の6に基づき、経営再建に向け履行延期申請の手続きを促すなど、債権回収のための様々な措置を講じたところではあるが、A社からは何らの回答も無い状況である。
 今後も「徳島県債権管理基本方針」に基づき、法的措置も含め回収に向けて引き続き努力をしていく。

(2) 委託業務に係る事務処理

< 吉野川警察署 >
 委託業務の事務について、不適切な事務処理が認められた。今

今回の清掃委託業務に対する指摘事項について、次のとおり措置を

<p>で適切でないもの</p>	<p>後，組織的なチェック体制の強化に努める必要がある。</p>	<p>講じた。 清掃委託業務で一部履行確認ができていない事項について，契約書及び仕様書の内容どおり作業及び作業完了報告を実施するよう，委託業者に徹底させるとともに，日常清掃以外の清掃については，年間の作業実施日を指定したうえで計画書を作成・提出させ，これに基づき清掃作業を履行させる。 清掃の実施に当たっては，会計課員を監督員に指定し，監督するとともに，清掃終了後，委託業者から業務実施報告書を提出させ，監督員が確認を行った後，確認内容を会計課長へ報告させる。 毎月所定の業務終了後，委託業務が適正に実施されていることを確認するため，委託業者から委託業務完了検査請求書を提出させ，検査員が業務実施報告書に基づき完了検査を実施し，契約内容に適合したものであることを確認した後，業務完了承認を行うことを徹底した。</p>
<p>(3) 契約事務で適切でないもの</p>	<p>< 防災人材育成センター > 委託契約について，不適切な事務処理が認められた。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>「濃煙・熱気供給システム保守点検業務」「高圧ガス製造施設保守点検業務」の2件の委託契約において，契約書に定める書面による承認を経ずに，業務の執行を再委託していた。 このため，平成25年度のすべての委託業務について，業務の執行業者を確認し，再委託が行われる委託業務については，委託契約書に基づき，受託業者からの再委託申請内容を審査し，やむを得ないと認められる場合は再委託の承認を行った。 平成26年度以降も，受託業者に対し，委託業務を再委託する場合は契約書による委託者の承認が必要であることを契約時に説明することを徹底するとともに，すべての委託業務について，再委託の有無を確認し，再委託を行うかどうかを担当リーダー及び管理職に協議し，速やかに再委託の承認事務手続きを行うこととする。</p>
	<p>< 農林水産総合技術支援センター<総務管理課> > 委託契約について，不適切な事務処理が認められた。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>農業研究所で保有していた農薬残留分析機器の保守点検に関し，予定価格で入札が必要なものであったが，5者からの見積合わせで随意契約をしていた。 対象機器の購入当時は，特定の業者しか保守点検を実施できなかったが，その後，他社でも保守点検が可能になり，5者からの見積合わせによる随意契約を行っていた。 今回の指摘を受けて，今後における保守点検の委託業務については，入札を行うこととする。 また，次のとおり会計事務の適正化に向けた対策を講じた。 委員監査終了後において速やかに「物品購入業者選定委員会」，「所属長会議・担当リーダー会議」を開催し，物品購入事務・契約事務に関して適正な執行に努めるよう職員への周知徹底を図った。 平成26年2月25日・26日に職場内コンプライアンス研修を開催し，物品購入・委託契約の事務手続きに関する研修を実施した。 今後は，定期的な職場研修などを実施し，適正な事務執行に努めていく。</p>

	<p><西部総合県民局農林水産部<美馬庁舎>> 委託契約について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>「にし阿波認証木材利用促進事業」及び「にし阿波広葉樹林活用創出調査事業」の委託契約において、両事業とも管内には事業を実施できる事業者が3者あることから、本来なら競争入札により委託先を決定すべきところ、規則等に対する理解が十分でなかったため、3者から見積徴収し最低額を提示した事業者と委託契約を締結してしまった。 今回の指摘を受けて、次の再発防止策を講じた。 委員監査終了後に、委託契約について契約事務規則や随意契約ガイドラインにより適正な事務処理を行うよう周知した。 今年度当初において、同様の業務の場合は、契約事務規則に基づき、指名競争入札により適正に委託契約を実施していくことを改めて確認した。 今後は、定期的な職場研修などを実施し適正な事務執行に努めていく。</p>
<p>(4) 公文書の管理で適切でないもの</p>	<p><農林水産総合技術支援センター<資源環境研究課>> 公文書の管理について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>平成24年12月に農林水産総合技術支援センターが石井町に整備され、森林林業研究所から新拠点への引っ越し作業を実施したが、警備委託業務の実施に当たり受託者から提出された業務報告書を支出命令書や業務完了承認書とは別に保存していたことから、移転に伴って廃棄する文書に誤って混在させてしまい、一緒に廃棄してしまった。 今回の指摘を受けて、次の再発防止策を講じた。 警備委託業務の報告書は、支出関連書類と一連のものとして同じ場所に保存する。 委員監査終了後において速やかに「所属長会議・担当リーダー会議」を開催し、公文書の定義・保存年限・廃棄手続き等文書の適正管理について職員への周知徹底を図った。 平成26年2月25日・26日に職場内コンプライアンス研修を開催し、公文書管理に関する研修を実施した。 今後は、定期的な職場研修などを実施し、適正な事務執行に努めていく。</p>

<p>監査結果の公表年月日</p>	<p>平成26年3月12日</p>	
<p>監 査 の 結 果</p>		<p>講 じ た 措 置</p>
<p>(1) 支出事務で適切でないもの</p>	<p><城ノ内中学校> <城ノ内高等学校> 物品調達事務について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な物品調達事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>物品購入にあたって、要求担当者と発注・支払担当者を明確に分離すべきであるにもかかわらず、1件の予定価格が10万円以上の物品購入について、本来の要求担当者である教員に代わって、事務職員が「購入伺」を作成していた。 このため、予備監査終了後、今後の物品購入の際には、要求担当者</p>

		<p>と発注・支払担当者との分離確認欄のある「物品購入改善マニュアル（平成25年8月26日改正）」所定の伺様式の使用を徹底するとともに、各伺作成時及び決裁時に、適正に事務処理がなされているか確認を確実にを行うなど内部の審査体制を強化した。</p> <p>今後も、教職員への周知・徹底を図りながら、「物品購入改善マニュアル」に基づく適正な物品調達事務を執行していく。</p>
	<p>< 国府支援学校 > 特別支援教育就学奨励費の算定及び支給手続きについて、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>特別支援教育就学奨励費の通学費の支給について、実際に通学した日数の確認が不十分であったため、日数算定を誤り、過大に支給してしまったものである。</p> <p>今後の再発防止に向けて就学奨励費の算定・手続き事務について、次のように対応することとした。</p> <p>これまでは、事務主任者1名が中心となり奨励費の事務を行っていたが、体制を改め副主任者がその内容について一層十分な審査を行えるよう、誤りやすい事務に関する必要な手続きを網羅したチェックリストを作成し、ダブルチェックを行うことにより事務処理の遺漏防止に努める。このことにより、牽制機能を確保するとともに、文書決裁時に決裁者による入念な審査・確認を行う。</p> <p>就学奨励費関連事務について、事務室と学級担任との定期的な確認を行うことにより、情報の共有を図る。</p> <p>なお、過払いとなっていた15,630円については、平成26年3月17日に返納の調定を行い、平成26年4月1日までに全額返納されている。</p>
<p>(2) 契約事務で適切でないもの</p>	<p>< 国府支援学校 > 委託契約について、契約事務規則等を逸脱した不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>産業廃棄物収集、運搬、処分業務実施にあたり、契約相手が処分業の許可を取得していないことが契約後に判明したが、学期の開始までに作業を完了させる等業務実施を急ぐ必要があったことから、規則に定められた手続きを一部省略する等の不適切な事務の執行を行ったもので、今後かかる事態の再発防止に向けて、次のように対応することとした。</p> <p>契約事務に必要な手続きを網羅したチェックリストを作成し、チェックリストに基づき担当者及び事務課長によるダブルチェック後、伺いにリストを添付し、手続きの遺漏を防止する。</p> <p>学校内で、会計規則、契約事務規則等の規定類をもとに定期的に研修を行い、事務手続きの啓発に取り組む。</p> <p>定期的実施しているコンプライアンス研修においても、当該事案等の具体的事例をもとに研修を行い、法令等遵守意識の醸成を図る。</p>